

不動産受験新報2008年5・6合併号

正誤表

ページ・位置	誤	正
P131右段 下17行目	および2項	削除
P132左段 上11行目	供託通知書（供託規則16条 1項・2項）	郵便切手等（供託規則16条 2項）
P134左段 下17行目	2項1号・2号	1項・2項
P134右段 12行目	参考までに、OCR用供託書 用紙（供託規則16条4項）に より供託申請した場合を説明 しておこう	なお、供託規則の一部が改正 され（平成20年2月25日 から施行）、供託書はすべて OCR用供託書でなければなら ないとされたんだ。これは、全 供託所においてペーパーレス庁 としての運用を開始することと したことから、これに伴い、従 来の指定供託所における取扱い を手続の本則として規定するこ ととされたんだ。なお、
P134右段 上15行目	供託規則第16条第1項の場合 において、供託者がOCR用供 託書を提出したときは、第2項 第1号の規定にかかわらず、供 託通知書を添付することを要し ない。この場合においては、当 該OCR用供託書には、供託通 知書の発送を請求する旨の記載 をしなければならない（供託規 則16条4項）。	削除
P134右段 下17行目	教授「	削除